

令和 2 年 No.48

○東京学芸大学学則の一部を改正する学則の制定

改正理由

大学入学者選抜方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

大学入学者選抜方法の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 25 日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和 2 年学則第 3 号

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：大学入学者選抜方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (授業料等の返付) 第44条 一度納付した授業料等は、返付しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。 (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額 (2) 第36条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 秋学期に係る授業料相当額 (3) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検査出願受付後に、本学が指定した大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額 (4) 学部入学に係る検定料を納付した者が、第33条の2の規定により検定料免除の許可を受けた場合 検定料相当額 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、令和2年9月25日から施行する。</u>	〔省略〕 (授業料等の返付) 第44条 一度納付した授業料等は、返付しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。 (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額 (2) 第36条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 秋学期に係る授業料相当額 (3) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検査出願受付後に、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額 (4) 学部入学に係る検定料を納付した者が、第33条の2の規定により検定料免除の許可を受けた場合 検定料相当額 〔省略〕